

【12月分】 飼養衛生管理基準自己点検をお願いします！

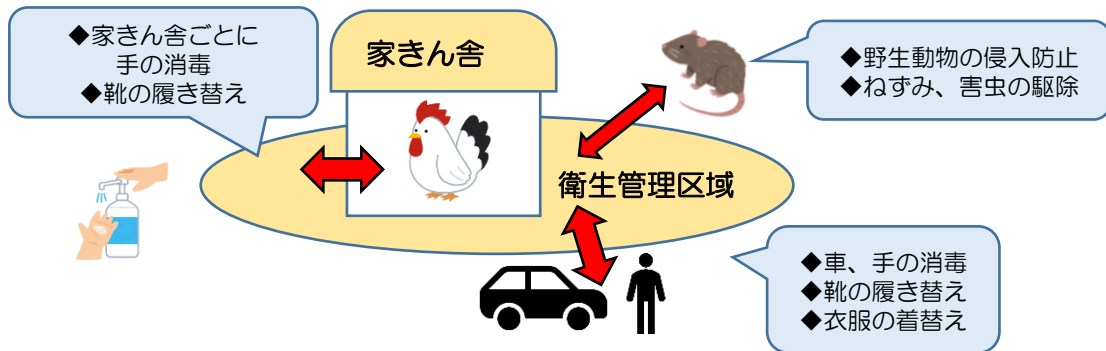
10月22日に北海道の家さん農場において高病原性鳥インフルエンザが発生し、11月21日には宮崎県の農場で発生し、全国的な広がりがみられます。

県内においても発生リスクが高まっています。

先月に引き続き、下記7項目の自己点検を実施いただき、別紙様式により家畜保健衛生所までご報告をお願いします。

※ ペットでも、1羽でも、基準の遵守が必要です。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家さん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家さん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除



報告期限：12月12日（金）までをお願いします

まとまった数の死亡、鶏冠や脚の内出血など疑わしい症状があった場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052

送付方法および送付先

下記のいずれかの方法でご回答ください。(小規模飼養者)

FAX 裏面の様式をお使いください。	0748-37-4821
メール	ge37@pref.shiga.lg.jp
飼養衛生ポータル (農林水産省が管理するサイト)	https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login 経営体IDおよび農場IDについては、家畜保健衛生所へお問い合わせください
しがネット受付サービス	下記のとおりです。

❖しがネット受付サービスの手順について❖

- ① QRコードを読み取ってください。
- ② ログイン
(最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。)
- ③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
- ④ 結果を送信してください。
受付けのお知らせがメールで届きます。

《しがネット受付サービス》



<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/selfcheck-kakinsyou-12>

飼養衛生管理基準 自己点検結果報告様式

※ 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します。

12月分

農場名			
点検日		点検者	

飼養衛生 管理基準 の項目	内容	○：実施 ×：未実施 －：該当しない
1	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (区域専用の手袋の着用も可)	
2	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用 (上から衛生的な衣服を着用したり、ブーツカバーを 使用したりすること可)	
3	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
4	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 (家きん舎専用の手袋の着用も可)	
5	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用 (家きん舎が屋根や壁のある通路で連絡している場合 や十分に消毒された上を消毒された靴で移動する場合 は同じ家きん舎用の靴で可)	
6	野生動物の侵入防止のためのネット等の 設置・点検・修繕 (家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に防鳥ネット (概ね網目の大きさが概ね2cm以下)を設置し、破損個 所があれば修繕すること)	
7	ねずみ・害虫の駆除 (殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等を設置する こと。家きん舎の屋根や壁面に破損があれば修繕する こと)	

報告期限： 2025年12月12日(金)

報告先： メール
FAXge37@pref.shiga.lg.jp
0748-37-4821

報告書記載例

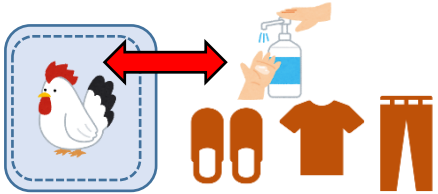
農場名		琵琶湖農場	
点検日	12月3日	点検者	琵琶湖太郎

項目	O/x
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒	○
2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置と使用	○
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等 ※ 衛生管理区域に車両が入らない場合は実施不要	—
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒 ※ 衛生管理区域と鶏舎が一致している場合は①と合わせて1回の消毒で可。※ 専用の手袋の使用も可	○
5. 家きん舎ごとの靴の設置と使用	×
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等設置、点および修繕	○
7. ねずみ及び害虫の駆除	×

できている : ○
できていない : ×
該当しない : —

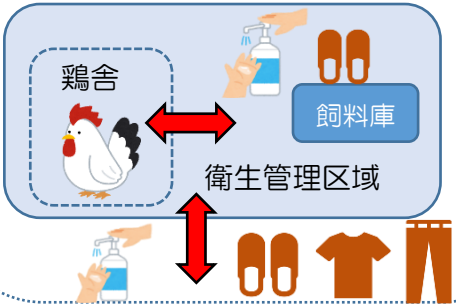
【衛生管理区域（※）と鶏舎が一致している場合】

手指の消毒が1回でもできていたら
①、④、どちらも○にしてください。
衣服、靴も1回でも交換できていたら
③、⑤どちらも○にしてください。



【衛生管理区域（※）と鶏舎が一致していない場合】

手指の消毒は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。
衣服の交換は衛生管理区域に入るときに行ってください、靴の交換は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。



※ 衛生管理区域とは
・ 家きんに直接触れた者が消毒や衣服および靴の交換を行わずに行動する範囲
(家きん舎、たい肥舎、飼料倉庫など)

送付方法および送付先

下記のいずれかの方法でご回答ください。(小規模飼養者)

添付のハガキの報告結果等を記載の上、ポストに投函してください。
ハガキ以外にも下記の方法があります。

FAX 裏面の様式をお使いください。	0748-37-4821
メール	ge37@pref.shiga.lg.jp
飼養衛生ポータル (農林水産省が管理するサイト)	https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login 経営体IDおよび農場IDについては、家畜保健衛生所へお問い合わせください
しがネット受付サービス	下記のとおりです。

❖しがネット受付サービスの手順について❖

- ① QRコードを読み取ってください。
- ② ログイン
(最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。)
- ③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
- ④ 結果を送信してください。
受付けのお知らせがメールで届きます。

《しがネット受付サービス》



<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/selfcheck-kakinsyou-12>

はがき記載例

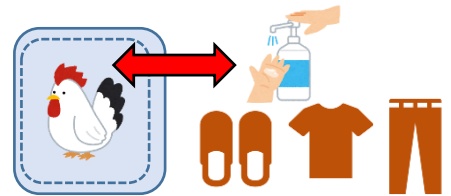
できている : ○
できていない : ×
該当しない : —

お名前	琵琶湖 太郎
飼養鳥種	鶏・うずら・あひる・エミュー・きじ
飼養目的	採卵 肉用 愛玩(♂ ♀) その他()
点検日	12月3日

項目	○/×
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒	○
2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置と使用	○
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等 ※ 衛生管理区域に車両が入らない場合は実施不要	—
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒 ※ 衛生管理区域と鶏舎が一致している場合は①と合わせて1回の消毒で可。※ 専用の手袋の使用も可	○
5. 家きん舎ごとの靴の設置と使用	×
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等設置、点および修繕	○
7. ねずみ及び害虫の駆除	×

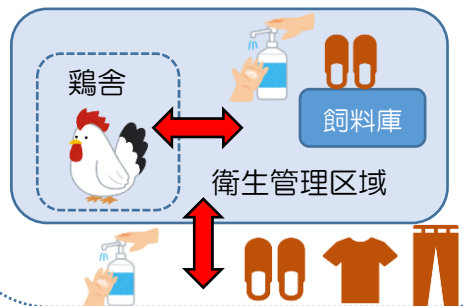
【衛生管理区域（※）と鶏舎が一致している場合】

手指の消毒が1回でもできていたら
①、④、どちらも○にしてください。
衣服、靴も1回でも交換できていたら
②、⑤どちらも○にしてください。



【衛生管理区域（※）と鶏舎が一致していない場合】

手指の消毒は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。
衣服の交換は衛生管理区域に入るときに行ってください、靴の交換は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。



※ 衛生管理区域とは

- ・家きんに直接触れた者が消毒や衣服および靴の交換を行わずに行動する範囲
(家きん舎、たい肥舎、飼料倉庫など)